

小学校での 特別な教育支援について



お子さんが小学校に入学するにあたり、小学校での学習や集団生活などに不安をお持ちの保護者の方へ、古賀市の小学校における特別な教育支援についてご説明します。

【お問い合わせ先】

古賀市役所 第2庁舎4階

学校教育課 指導係

TEL：092-942-1348

も く じ

特別な教育支援の内容について	3
教育支援委員会の申し込み方	4
教育支援委員会へ申し込んだ後の流れ	5
令和5年度 入学までのスケジュール	6
就学先についてもっと知りたいときは	7
通級指導教室について	8
通級指導教室の一部巡回指導について	9
特別支援学級について	10
県立特別支援学校について	11
ひまわり教室について、各小学校・特別支援学校連絡先	12



小学校に入学するにあたり、「学習についていけるかな」「集団になじめるかな」などの不安、悩みがあります。
小学校ではどんな支援を受けられますか？

通常学級

○小学校教育支援員の配置

小学校の環境になじめず学習指導や生活指導に困難が生じる児童の支援と、学級担任の補助を行うことを目的とする補助員を各小学校に配置しています。

○特別支援教育支援員

通級指導教室に通っている児童や特別支援学級の児童に対して、適切なサポートを行います。

通級指導教室

通級による指導とは、小学校の通常の学級での学習におおむね参加できる児童で、発音などことばが気になっている児童（古賀東小通級指導教室）と、学習や行動、コミュニケーションなどが気になっている児童（舞の里小通級指導教室）に対して、個別指導を行う教室です。基本的に週1回90分の指導を受けることができます。

通級指導教室は、古賀東小学校と、舞の里小学校にあります（詳細は8ページ参照）。

保護者の就労等より通級への送迎が難しい場合、通級担当教員が在籍校まで出向き、指導を行う巡回指導も実施しています（詳細は9ページ参照）。

特別支援学級

古賀市内のすべての小学校に設置している学級です。個別の教育的ニーズ（心身の状態や発達段階、特性など）を把握し、少人数による適切な指導や支援が行われる学級です。すべての学校に知的障がいと自閉症・情緒障がいの学級が設置されており、対象の児童がいる学校に弱視・難聴・病弱・肢体不自由学級を設置しています（詳細は10、11ページ参照）。

特別支援学校

福岡県が設置している学校で、支援や介助を必要とする場面が多い児童を対象としています。小学校に準ずる教育を行うとともに、障がいによる学習や生活上の困難を改善し、自立を図るための知識や技能を学びます。視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱の特別支援学校があり、個々の障がいの状態に応じた教育が行われています（詳細は11、12ページ参照）。



小学校での特別な支援を希望する場合は、どのような手続きが必要ですか？

通級指導教室や特別支援学級への入級、特別支援学校への入学を希望される場合、

古賀市教育支援委員会への申込みが必要です。



教育支援委員会とは

教育支援委員会は、教育学、医学、心理学などの各方面の専門家から構成されています。保護者と児童、それぞれに行う面談と、発達検査の結果や所属園に提出していただく資料などに基づき、お子さんの能力や適性に合った教育が受けられるような就学先を総合的に判断します。

教育支援委員会の申し込み方

- ① 通っている幼稚園、保育園（所）の先生、こども発達ルームの先生、関係機関の先生と来年度の就学先について相談し、教育支援委員会への申込について検討してください。
- ② 教育支援委員会への申込を希望する場合、通っている幼稚園、保育園（所）から申込用紙をもらってください。幼稚園等に通っていない場合は、学校教育課へご連絡ください。
- ③ 申込書を記入したら幼稚園、保育園（所）へ提出してください。
随時申し込みますが、最終の締め切りは8月25日（金）です。
期限までに申し込みをされないと、1年生から希望する支援が受けられない可能性があります。



幼稚園、保育園（所）から教育委員会（学校教育課）に提出されます。

※申込書提出後も教育支援委員会の申込みを取り下げることが可能です。何かありましたら学校教育課へご相談ください。

教育支援委員会へ申し込んだ後の流れ

(1)学校教育課からお電話します

申込書が提出されたら、受付順に学校教育課からご連絡をします。

連絡した際、教育支援委員会の面談の希望日時の確認、希望する就学先、ご不明な点等をお尋ねします。電話にて相談をお受けすることもできますし、面談を実施することも可能です。就学先に関する不安やご不明な点など、何でもお尋ねください。

(2)教育支援委員会の日時の通知

(1)で確認した希望日時を受け、決定した面談の日時と場所を記載した案内を郵送します。必ず内容を確認し、面談当日はお子さんと一緒に会場へお越しください。

(3)教育支援委員会の面談の開催

【日程（予定）】

10月5日(木)、11月24日(金)、12月14日(木)のいずれか。
いずれも9時～13時の間の15分間程度。

【内容】

教育支援委員会委員との面談（15分間程度）

※お子さんと保護者は同じ時間に別々の部屋で面談を行います。

※保護者面談ではお子さんの様子や就学先の希望などについて質問を行います。お子さんへの面談は簡単な質問をしたり、絵などを書いてもらったりします。

※教育支援委員会委員とは、小中学校の校長代表、大学准教授、特別支援学校教諭、各学校の特別支援教育コーディネーター、特別支援学級担任、通級指導教室担当教諭等です。

【判断結果の送付】

教育支援委員会において面談内容や資料等に基づいて総合的に就学先を判断し、面談から約1か月後に判断結果を郵送予定です。



(4)就学先決定

教育支援委員会の判断結果を参考に、ご家族で十分に話し合われたうえで、就学先の決定を行ってください（教育支援委員会の判断結果により就学先の選択肢が異なります）。判断結果に同封する「決定届」の提出により、就学先が決定します。

【決定の期限】12月22日（金）まで ※12月の委員会を受けた場合は1月中旬予定

【提出先】学校教育課

迷ったときは学校教育課へご相談ください

令和5年度 入学までのスケジュール

(スケジュールは変更になる場合があります)

6月	6～8月 園の先生や関係機関の先生と就学の相談をする。教育支援委員会に申し込む場合、園から申込書をもらい、記入後、園へ提出【8/25 締切】
7月	7月 24、25 日 通級見学会（7 ページ参照） ※希望者のみ
	7月 26 日（水）就学相談会（7 ページ参照） ※希望者のみ
8月	8月 25 日（金）教育支援委員会の申込締切（園への提出締切）
9月	
10月	10月 5 日 教育支援委員会
	10～11 月 就学時健康診断（※1 参照）
11月	11月 24 日 教育支援委員会
	12月 14 日 教育支援委員会
12月	12月 22 日 決定届提出期限（10、11 月対象者）
	1月 中旬 決定届提出期限（12 月対象者）
2月	2月 上旬 入学説明会（※2 参照）
3月	

※1 就学時健康診断

サンコスモ古賀で学校別に行います。日時等のお知らせや健康診断の書類は、9月頃郵送されます。その書類の中に、入学する学校の校長や養護教諭等との面談予約に関する案内を同封予定です。入学にあたり不安なこと（学校生活に関すること、アレルギーに関することなど）があれば、この面談を予約されてください。

※2 入学説明会

入学予定の学校で、入学までに準備するものなどの話があります。子どもたちは学校の中を見学します。日時等の通知は、各学校より送られます。

就学先についてもっと知りたいときは①

特別支援学級や通級指導教室、特別支援学校を見学する

特別支援学級や通級指導教室、特別支援学校の詳細については8ページ以降をご覧ください。

●特別支援学級の見学

随時可能です。入学予定の学校に直接電話して頂き、日程調整後、見学することができます（連絡先は12ページ参照）。

●通級指導教室の見学

別紙のとおり7月24日（月）、25日（火）に開催します。この日に行けなくても、随時見学は可能ですので、通級指導教室設置校へ直接ご連絡ください。

●特別支援学校の見学

令和5年度は古賀特別支援学校（知的障がい部門）の新一年生向けの体験学習を実施せず、随時、学校見学を受け付けています。特別支援学校（知的障がい部門）を検討されている方は、直接古賀特別支援学校へ連絡していただき、見学をさせていただきます【古賀特別支援学校 小学部 TEL：943-8674】。

知的障がい部門以外の特別支援学校についても随時見学は可能です。体験学習の情報提供等ができますので、知的障がい部門以外の特別支援学校を検討されている方は、学校教育課へご相談ください。

就学先についてもっと知りたいときは②

小・中学校での特別な教育的支援に関する
就学先の相談会

申込受付中

来年度、小・中学校に入学予定のお子さんや、現在、小・中学校に通っているお子さんの就学先として「通級指導教室」「特別支援学級」「特別支援学校」を考えている保護者の方を対象に相談会を行います。通級指導教室・特別支援学級・特別支援学校の先生に直接相談することができる個別相談です。

日時 令和5年 **7月26日**（水）
13時30分～17時

場所 古賀市役所5階会議室

対象 お子さんの就学先として「通級指導教室」「特別支援学級」「特別支援学校」を考えている保護者

申込方法 右のQRコードを読み込んでお申込みください。
(URL: <https://questant.jp/q/ZTY2SAPC>)
古賀市のホームページから申込書をダウンロードすることもできます。電話による申込みも可。

申込期限 令和5年6月30日（金）

申し込み、お問い合わせ先
古賀市教育委員会 学校教育課（古賀市役所第2庁舎4階）
〒811-3192 古賀市駅東1-1-1
TEL 942-1348 FAX 944-5794
Eメール: gkyoiku@city.koga.fukuoka.jp

7月26日（水）に、就学先の相談会を行います。通級指導教室の先生や特別支援学級、特別支援学校の先生方に個別で相談することができます。就学先について迷っている方、実際の学校生活や支援内容などを聞きたい方はお申込みください。

お申込みは、QRコードから行ってください。



通級指導教室について

通級による指導とは、小学校の通常の学級での学習におおむね参加でき、一部支援を必要とする児童に対して個別指導を行う教育の形態です。古賀市には、古賀東小学校と舞の里小学校にあり、基本的に週1回90分間の指導が行われています。

在籍校から通級指導教室への送迎は、原則として保護者同伴で行うものとしています。なお、送迎が難しい保護者のために一部巡回指導も行っています（9ページ参照）。

令和5年度は、古賀東小通級に52人、舞の里小通級に42人の児童が通っています。

●古賀東小通級指導教室（言語）

発音が不明瞭であったり、話し言葉によるコミュニケーションが円滑に進まない子どもに対して、子どもの興味関心に応じた自由な遊びや会話を通して、正しい発音で楽しく話す指導を行っています。

また、構音に課題がある場合には、教科書の音読など、的確な発音でスムーズに読めるように指導したり、吃音がある場合には、詩などのリズム感のある教材を工夫して、読むことへの不安を軽くし、楽しさを味わうことができるように配慮して指導しています。

個別指導の教室では、発音を聞き分ける練習や正しく発音するための練習をします。個別の部屋が4つあります。個別指導教室の隣に感覚運動のためのプレイルームもあります。



●舞の里小通級指導教室(LD・ADHD等)

聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなど学習に必要な能力のうち、特定の分野だけがとても苦手であるとか、多動性、衝動性がみられる子どもに対して指導しています。

学習内容は視覚的情報を活用したり、具体物や具体的な出来事を例にあげたりするなどの工夫をしています。また余分な刺激を減らした教室環境を整え集中力を高められるようにしています。

個別指導の教室では、聞く、読む、書く、話しをする練習をします。4教室設置されています。個別指導の教室のほかに、体全体を使った大きな動きや指先を使った作業などを行う場所もあります。様々な運動を通して、姿勢をよくしたり筋肉を鍛えたりして、運動能力を伸ばしています。



通級指導教室の一部巡回指導について

在籍する小学校に通級指導教室がない場合、保護者による送迎が必要です。古賀市では、古賀東小学校と舞の里小学校を拠点校として通級指導教室を設置しているため、拠点校においては教材や備品が充実しており、他校の児童や同じ困り感をもつ児童とグループ学習を行うことができるなど様々なメリットがあります。

しかしながら、保護者の送迎が難しく、通級指導教室に通うことをあきらめるケースがあるため、令和4年度より、通級の教員が在籍校に出向いて、在籍校の空き教室で指導を行う巡回指導を試行的に行っています。巡回指導は準備段階であり、巡回指導の対象児童や学校が限られます。なお、拠点校においては、特に人数制限等を設けず、今までどおり運動療育やグループ学習、個別指導等行います。

通級指導教室巡回指導の対象となる児童

保護者の就労や病気などにより、通級指導教室への送迎ができない児童

※就労の証明等、送迎ができないことを証明する書類の提出が必要です（希望者には別途案内します）

巡回指導の内容

拠点校のように身体を大きく動かすことができる大型トランポリンなどの運動器具はありません。拠点校より持ち運べる教材にて机上での指導や、所属校にある備品等を使って指導します。

巡回指導のメリット、課題等

メリット 所属校の慣れた環境で指導を受けられる。拠点校までの移動が不要。

課題等 拠点校から持ち運べる教材に限られるため、拠点校で指導を受ける場合と比べて教材が少ない。運動療育が難しい。グループ学習ができない。拠点校のように、送迎時に通級担当教員と直接相談等ができない。

巡回指導対象児童数

古賀東小学校（言語）と舞の里小学校（LD・ADHD等）ともに各10名程度です。

留意事項

巡回指導の希望者が多数の場合や、在籍校に空き教室が無い場合など、巡回指導の希望に沿えない可能性があります。巡回指導希望の場合は、巡回指導の希望が通らなかった場合の就学先についてもご検討ください。

特別支援学級について

児童一人ひとりの特性を正しく理解するとともに、個別の教育的ニーズを把握し、少人数による適切な指導や支援が行われている学級です。古賀市のすべての小学校に知的障がい、自閉症・情緒障がいの特別支援学級が設置されており、そのほか対象の児童がいる学校に弱視、難聴、病弱、肢体不自由の学級が設置されています。



特別支援学級では、一学級が8人以内で編成されています。

時間割によっては、通常の学級で学習する児童もいるため、さらに少人数となり、一人ひとりの実態にあったきめ細やかな指導が行われています。少人数であっても周りが気になる児童の場合は、ついたてをして注意がそれないように工夫しています。

特別支援学級は、学校の中にあるので、通常の学級の児童たちと教科によっては学習活動を一緒に行うほか、交流や共同学習など密接な連携があります。

●知的障がい特別支援学級

同年齢の児童と比べて認知や言語に課題があり、丁寧な指導が必要であったり、意思疎通が難しく日常生活に一部支援が必要な児童を対象として、小集団の中で、その子にあった教科の内容や生活に役立つ内容を学習しています。

学習内容は体力づくりや基本的な生活習慣の確立、日常生活に必要な言語や数量などを学習しています。また、教室で学ぶ授業のほかに、教室や学校の外に出て行う体験的な学習もあります。

●自閉症・情緒障がい特別支援学級

他人との意思疎通及び対人関係の形成が苦手な、社会生活の適応が難しい児童を対象として、情緒の安定を図りながら学習しています。

基本的には、通常の学級と同じ教科内容を児童の状態に配慮しながら学習していきます。ことばの適切な理解や使い方、他者との意思の伝え合いや人との円滑なかかわり方、場に応じた行動をとること、運動機能、感覚機能を高めるための学習、感情のコントロールなど実際の場面に応用できるような学習をしています。また、教室で学ぶ授業のほかに、教室や学校の外に出て行う体験的な学習もあります。

●各小中学校の特別支援学級（令和5年度）

学 校 名	知 的	情 緒	その他
青柳小学校（こすもす学級）	15名（2クラス）	12名（2クラス）	弱視1名（1クラス）
小野小学校（のびっこ学級）	21名（3クラス）	34名（6クラス）	難聴1名（1クラス）
古賀東小学校（なかよし学級）	14名（2クラス）	26名（4クラス）	
古賀西小学校（なかよし学級）	20名（3クラス）	21名（3クラス）	
花鶴小学校（たんぼぼ学級）	11名（2クラス）	25名（4クラス）	肢体不自由1名（1クラス）
千鳥小学校（たんぼぼ学級）	12名（2クラス）	24名（4クラス）	
花見小学校（こすもす学級）	22名（3クラス）	29名（5クラス）	
舞の里小学校（はばたき学級）	8名（1クラス）	8名（1クラス）	
古賀中学校（コスモス、ひまわり学級）	28名（5クラス）	48名（7クラス）	
古賀北中学校（コスモス学級）	12名（2クラス）	36名（5クラス）	肢体不自由1名（1クラス）
古賀東中学校（ふれあい学級）	16名（3クラス）	21名（3クラス）	

県立特別支援学校について

福岡県が設置している学校で、支援や介助を必要とする場面が多い児童を対象としています。障がいのある児童生徒に対して、小学校、中学校に準ずる教育を行うとともに、障がいによる学習や生活上の困難を改善し、自立を図るための知識や技能を学びます。児童生徒3人につき担任が付き、1学級6人以内です。視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱の特別支援学校があり、個々の障がいの状態に応じた教育が行われています

特別支援学校に就学するには、以下①～④が必要です。

①希望する特別支援学校を見学する（体験学習に参加する）。

特別支援学校の学校見学は随時行っていますので、直接、希望する特別支援学校に連絡して日程調整をしてください（連絡先は12ページ参照）。体験学習は必須ではありませんが、実施している場合には、参加されることをおすすめします。

②古賀市教育支援委員会に申し込む。

在籍する園を通じて、教育支援委員会にお申し込みください（8月25日締切）。園へ在籍していない場合などは、学校教育課へお問い合わせください。

申込後、保護者及び児童と面談を行い、保護者の意向確認とお子さんの観察等を行います。特別支援学校の就学基準は学校教育法施行令第22条の3で定められており、この基準をもとに、教育支援委員会において就学先を判断します。教育支援委員会で「特別支援学校」の判断が出なければ、特別支援学校への就学はできません。

③教育支援委員会で「特別支援学校」の判断を受け、保護者及び児童生徒が特別支援学校への就学を希望する（11～12月頃）。

教育支援委員会で「特別支援学校」の判断を受けた後、保護者から教育委員会に提出して頂く「決定届」において、最終的に希望する就学先を「特別支援学校」とされた場合、教育委員会が県への手続きを行います。

④福岡県における特別支援学校への就学者の決定（1月下旬頃）。

特別支援学校は県立の学校であり、教育支援委員会の判断のみで、特別支援学校への就学が決定するわけではありません。③のとおり教育委員会が県へ手続きを行い、県から就学が認められた場合、県から通知が郵送されます（1月下旬頃）。



ひまわり教室（古賀市特別支援教育相談室）について

4名の相談員がおり、小・中学校からの要請に応じて学校を訪問し、お子さんにとって効果的で適切な支援について提案したり、直接保護者の方からのご相談に応じたりします。



各小学校連絡先 お問合せの際にご利用下さい。

	学校名	住所	電話番号
1	青柳小学校	古賀市青柳 860 番地 1	942-2331
2	小野小学校	古賀市米多比 1390 番地 2	946-2331
3	古賀東小学校	古賀市新久保 2 丁目 1 番 1 号	942-3935
4	古賀西小学校	古賀市天神 7 丁目 4 番 1 号	942-4381
5	花鶴小学校	古賀市花鶴丘 1 丁目 21 番	943-5000
6	千鳥小学校	古賀市千鳥 4 丁目 1 番 1 号	944-1341
7	花見小学校	古賀市花見東 4 丁目 2 番 1 号	943-8282
8	舞の里小学校	古賀市舞の里 4 丁目 21 番 1 号	942-0381

福岡県立特別支援学校

県立古賀特別支援学校（知的障がい・病弱）古賀市千鳥	943-8674
県立福岡特別支援学校（肢体不自由）糟屋郡新宮町	963-0031
県立聴覚特別支援学校（聴覚障がい）福岡市早良区	821-1212
県立視覚特別支援学校（視覚障がい）筑紫野市	924-1101